



児童福祉法に基づく指定通所支援  
【放課後等デイサービス】

# 重要事項説明書

放課後等デイサービス とまり木幌別

特定非営利活動法人ゆめみ～る

---



## 放課後等デイサービス とまり木幌別 重要事項説明書

この重要事項説明書は、社会福祉法第 76 条及び第 77 条の規定に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをサービス利用希望者に対して説明するものです。

### 1. 放課後等デイサービスを提供する事業者の概要

名 称	特定非営利活動法人ゆめみ〜る
法 人 所 在 地	北海道登別市幌別町 5 丁目 18 番地 1
電 話 番 号	0 1 4 3 - 8 3 - 4 5 2 5
代 表 者 氏 名	對馬 敬子
設 立 年 月	2 0 0 8 年 1 0 月 2 4 日

### 2. 事業所の概要

事業所の種類	指定放課後等デイサービス
事業所の名称	放課後等デイサービス とまり木幌別
事業所の所在地	北海道登別市中央町 1 丁目 18-9
連絡先	0143-84-8795
管理者氏名	木内 卓
利用定員	10名
サービス可能地域	登別市、室蘭市
指定年月日	令和6年 月 日
事業所番号	
事業の目的	指定放課後等デイサービスの提供、児童福祉法第 65 条に規定する及び指定放課後等デイサービス事業に基づき、保護者およびその児童（以下「ご利用者」といいます。）が、可能な限り地域における快適な生活を営めることとご利用者が成人に至った際にご利用者本人の状況に応じて自立した生活を営めること念頭に置いて、日中活動支援、療育指導及び保護者への適切な子育て支援を行います。 これにより保護者やそのご利用者が能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るようにすることを目的とします。
運営方針	① 事業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、利用者、保護者への負荷を勘案した上で可能な範囲で精緻な状態把握を行います。 ② 事業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、利用者が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団



	<p>生活に適応することができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導訓練を行います。</p> <p>③ 事業者は、ご利用者への質の高い指導訓練が提供できるよう、職員の能力向上に務めます</p> <p>④ 事業所の職員は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、ご利用者又はその保護者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行います。</p> <p>⑤ 事業者は、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。</p> <p>⑥ 事業者は、児童福祉法及び児童福祉法に基づく指定放課後等デイサービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準その他関係法令等を遵守して、指定放課後等デイサービスを実施します。</p> <p>⑦ 指定放課後等デイサービスの実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、保護者の所在する市町村、その他の指定通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めます。</p>
--	---

### 3. 事業所設備の概要

設備の種類	室数	面積	備考
指導訓練室	1室	22.39 m <sup>2</sup>	個別療育、集団療育、学習支援
相談室	1室	3.42 m <sup>2</sup>	面談、休息、更衣等
多目的室	2室	71.23 m <sup>2</sup>	運動療育、集団療育、自由活動等
トイレ	2室	6.74 m <sup>2</sup>	洗面台、洋式トイレ、男女別々

### 4. 営業日及びサービス提供時間

営業日	毎週月曜日～金曜日（土曜、祝日は不定休） 8月13日～15日及び12月29日から1月3日は休み
サービス提供時間	月曜日～金曜日：13時～17時 土曜、祝日、学校の休校日：10時～16時



## 5. 事業所職員体制

職 種	従事する業務内容	職 員 数
管理者	職員の管理、指定放課後等デイサービスの申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。	常 勤 1名
児童発達管理責任者	個別支援計画を作成し、少なくとも 6 カ月に 1 回以上見直しを行います。サービスを利用する児童に対する継続的なサービス管理や評価を行なうとともに、その内容について説明を行います。	常 勤 1名
臨床心理士	児童のアセスメント、個別支援計画作成の補佐を行います。	非常勤 1名
保育師	個別支援計画に基づき児童及び児童の保護者に対し支援等を行います。	非常勤 2名
児童指導員	個別支援計画に基づき児童及び児童の保護者に対し支援等を行います。	常 勤 2名
総務・経理	職員の業務管理、経理処理を行います。	非常勤 1名

## 6. 支援を提供する対象者

登別市、室蘭市が必要と認めた児童

## 7. 事業所が提供するサービスと利用料

### (1) 「個別支援計画」とサービス内容

当事業所では、下記のサービス内容から「個別支援計画」を作成しサービスを提供します。「個別支援計画」は、市が決定した支給量（児童通所 受給者 証 に記載してあります）と保護者の意向を踏まえて、具体的なサービス内容や児童に対するサービス実施日などを記載しています。「個別支援計画」は、保護者に事前に説明し、同意をいただくとともに保護者の申出により、いつでも見直すことができます。

#### ●児童に提供するサービスの内容

- (1) 自立した日常生活を営むために必要な訓練
- (2) 創作的活動、作業活動
- (3) 地域交流の機会の提供
- (4) 余暇の提供



## (2) 利用料

お支払いいただく利用料はつぎのとおりです。

### (1) 障害児給付費サービス内容の料金

上記サービスの利用に対しては通常、サービス利用料金9割が保険給付費の対象となります。事業者が保険給付費を代理受領する場合には、ご利用者の保護者は、利用者負担金としてサービス利用料金の1割を事業者にお支払いいただきます。

#### ●利用者負担額の上限等について

1か月あたりの利用者負担額については、ご利用者が属する世帯の収入・資産に応じて月額上限額が設定され、それを超えて負担する必要はありません。詳しくは、お住まいの市役所の障害福祉担当係にお問い合わせください。

### (2) サービス利用にかかる実費負担額

① おやつ代金 1回50円

② 行事等各種体験活動に参加した際の実費相当分(発生する場合には事前に連絡します)  
上記以外に、日常生活において通常必要となるものに係る経費であって保護者負担が適当と認められるものの実費。(紙おむつなど)

なお、この所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容ならびに変更する事由について、変更を行う2カ月前までにご説明します。

### (3) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法

前記(1)及び(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下の方法でお支払い下さい。

事業者指定口座への振り込み

室蘭信用金庫 幌別支店 普通預金 口座番号 6304634 特定非営利活動法人ゆめみーる 理事長 對馬敬子 とまり木幌別
---

## 8. 警報時の利用制限

当事業所では、警報発令中でも基本的には受入れ行います。但し、やむを得ない事由により開所できない場合は、当事業所よりご連絡致します。利用するか否かは、保護者の方のご判断と致します。欠席の場合、連絡は必ず入れて下さい。



## 9. 非常災害時の対策

- 非常時の対応 別途定める BCP 及び消防計画書により対応します。
- 平時の訓練 消防計画書に従い年 2 回以上、避難訓練、防火訓練を行います。

## 10. 安全配慮義務並びに事故発生時の対応

1. 事業者及び事業所は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
2. 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

## 11. 緊急時の援助

1. 事業所は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の指定する医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
2. 前項のほか、事業所は、利用者の心身の状態が変化した場合は、保護者及びその保護者が指定する者に対し緊急に連絡します。

## 12. 虐待防止のための措置

1. 虐待防止委員会を設置し委員長を 管理者 木内 卓 とします。
2. 当事業所では、児童の人権を擁護する立場に立ち、虐待の防止に努めるとともに、従事者に対し必要な研修を行います。

## 13. 守秘義務

1. 当事業所では正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又はその家族に関する個人情報保持する業務を負います。
2. 当事業所は、従業者が退職後、正当な理由がなく在職中知り得た利用者又は、その家族に関する情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

## 14. 協力医療機関

当事業所は下記の医療機関と協力し、利用者の病状の急変等に備えています。

医療機関名	あらい内科医院
所在地	登別市若山町4丁目4-2-5
電話番号	0143-86-0338



## 15. ご利用に際し留意していただきたい事項

喫 煙	全館禁煙です。
設備・器具の利用	設備・器具等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。また、他者に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがあります。
宗教活動等	保護者及び利用児童の思想、信仰は自由ですが、他者に対する布教活動等のご遠慮ください。
貴重品の管理	保護者の責任において管理していただきます。 なるべく貴重品はお持込にならないようにお願いします。

## 16. サービス実施の記録

### (1) サービス実施記録の確認

当事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、ご利用者にその内容のご確認をいただきます。質問やご意見があればお申し出ください。

### (2) ご利用者の記録や情報の管理、開示について

当事業所では、関係法令に基づいて、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、ご利用者の負担となります。)

## 17. 苦情の受付について

### (1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の窓口で受け付けます。

【当事業所の窓口】 受付日時	受付時間 月～金曜日 午前9時～午後6時 ※休み：国民の祝日に関する法律に規定する日及び 8月13日～15日、12月29日から1月3日
苦情受付窓口担当者 波方 朋子 苦情解決責任者(管理者)木内 卓	電話 0143-84-8795 電話 090-2634-0291



## (2) 行政機関その他苦情受付機関

機関名	登別市保健福祉部障がい福祉グループ
住所	登別市中央町6丁目11番地
電話番号	0143-85-3732

機関名	室蘭市障がい者総合相談支援室「げんせん」
住所	室蘭市母恋北町1丁目4番2号
電話番号	0143-24-7070

## 18. 第三者評価の実施状況

現在、第三者評価を行っていない。

令和 年 月 日

指定放課後等デイサービスの提供及び利用の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

事業所

(所在地) 北海道登別市中央町1丁目18-9

(名称) 放課後等デイサービス とまり木幌別

(説明者) 印

私は、本書面に基づいて事業所から指定放課後等デイサービスの提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

(保護者) 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

児童氏名 \_\_\_\_\_